

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により，次のとおり縦覧に供する。

令和4年7月29日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール名取
名取市杜せきのした五丁目3番地1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イオンモール株式会社 代表取締役 岩村 康次
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
- 3 市町村の意見の概要
(1) 交通安全の確保について
土日祝日等の駐車場混雑が予想される際に，公道側出入口等に誘導員を配備し，歩行者等の通行に係る安全確保及び隣接する道路において渋滞等による交通事故を発生させないよう配慮願います。
- 4 地域住民等の意見の概要
なし
- 5 縦覧場所
宮城県経済商工観光部商工金融課，宮城県県政情報センター及び名取市役所
- 6 縦覧期間
令和4年7月29日から令和4年8月29日まで（ただし，閉庁日を除く。）